

熊本県立劇場舞台照明設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、熊本県立劇場舞台照明設備保守点検業務について規定する。

1. 業務名

熊本県立劇場舞台照明設備保守点検業務

2. 場所

熊本市中央区大江2丁目7番1号

熊本県立劇場 コンサートホール及び演劇ホールなら並びに大会議室

3. 委託期間

令和6(2024)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで(3年間)

4. 保守点検実施要件

(1) 対象設備

熊本県立劇場舞台照明設備保守点検 保守対象設備表(別紙1)及び熊本県立劇場舞台照明設備保守点検 保守対象設備表[内訳](別紙2)のとおりとする。

(2) 業務の概要

上記の対象設備が正常かつ良好に作動し、安全な操作と性能維持の確保に必要な整備、調整及び補修、清掃を行うため、定期的に保守点検を行うこととする。

(3) 保守点検にかかる費用

- ①保守点検に要する工具、機材、消耗品等は乙の負担とする。
- ②有償となる修理、消耗品の交換等については、事前に委託者と協議を行うこととする。
- ③受託者の点検、整備の不備により故障を生じた場合は受託者が費用を負担することとする。

5. 実施回数

年2回。ただし、日程については事前に委託者と協議する。

6. 保守点検作業内容

(1) 調光主幹盤、調光分岐盤、調光器盤に関する点検調整

- ①本体のアラーム分析・調査、調光出力特性、電源電圧等の動作確認、調整、異常の有無
- ②空冷ファンの動作確認、調整
- ③総主幹、操作主幹スイッチ類の電磁開閉器、接点部等の状況確認、調整、異常の有無
- ④分岐、切替スイッチの動作確認、調整
- ⑤調光器の内部部品、電線等の接続確認、制御出力電圧の状況確認、調整
- ⑥盤内配線の端子台、ネジ、ボルト、スイッチ、電線、リレー、接続部等の状況確認、調整
- ⑦盤外面、盤内面の清掃

⑧絶縁抵抗の測定

(2) 調光操作卓に関する点検、調整

- ①本体の動作確認、調整、制御用ソフトウェアの更新、異常の有無
- ②直流電源の正常電圧の状況確認、調整
- ③各種スイッチの動作確認、調整
- ④卓上表示灯の点灯確認、調整
- ⑤ヒューズの状況確認、調整
- ⑥フェーダの動作確認、調整
- ⑦PC（プリント回路）板の動作、接続状況の確認、調整
- ⑧空冷ファンの動作確認、調整
- ⑨記憶処理の動作確認、調整
- ⑩記憶保持用電池の正常電圧、液漏れ等の状況確認、調整
- ⑪調光操作卓内外の清掃

(3) 負荷モニターに関する点検、調整

(4) 舞台袖操作パネルに関する点検、調整

(5) クセノンスポットライトに関する点検、調整

(6) DMXパッチ盤、DMXコネクタボックスに関する点検、調整

(7) 舞台負荷設備に関する点検、調整

- ①ボーダーライト、アッパーホリゾントライト、サスペンションフライダクト、シャンデリア
 - ア 本体の状況確認、調整、清掃
 - イ 電源コードの状況確認、調整
 - ウ 端子台の状況確認、調整
 - エ 内部配線の状況確認、調整
- ②配線器具類（接続端子箱、フローアコンセント、コンセントボックス類）
 - ア 本体の状況確認、調整、清掃
 - イ 端子台の状況確認、調整
 - ウ 接続電線の状況確認、調整
 - エ コンセント、コネクタの状況確認、調整

(8) その他

「熊本県立劇場舞台照明設備保守点検業務 保守点検項目表」（別紙3）に記載の点検を行う。

7. 記録、報告及び手直し

- (1) 受託者は点検結果を記録し、作業終了後は速やかに報告書を提出するものとする。
- (2) 報告書には、点検時に観測した電源の位相毎の波形図及び機器より取得したリストを添付する。
- (3) 受託者は委託者の指示する手直しの検査に合格したときをもって受託業務が完了したものとす。

8. 業務の再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

9. その他

- (1) 受託者は、不具合又は故障が発生した場合、委託者からの連絡・相談に対応し必要な指示又は助言を行うこととする。
- (2) 委託者から要請を受けた場合は、直ちに技術員を派遣し、修理を行うこととする。
- (3) 本仕様書に記載なき事項について、安全かつ良好な機能を維持するために必要と認められる保守、補修は委託者、受託者、協議の上行うものとする。
- (4) 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度協議を行うものとする。